

5. 総合点を基準にする指名条件とJV(共同企業体)への 市内業者参加の義務付けについて(建設業部会)

現在静岡県では、建設関連業務入札参加者資格名簿の作成をしており、資格者の人数や売り上げに応じた総合点を基準とし入札参加条件としている。三島市においても、指名による委託業務では、総合点を基準に業務規模に応じた指名条件とするよう要望する。

また、三島駅南口東街区再開発事業が展開されている。「アスマチ三島プロジェクト共同企業体」として、ミサワホーム静岡を代表企業とする6社で構成されているが、この6社の中にはミサワホーム静岡・東レ建設と市内に支店を有する企業も含まれてはいるが、設計業者には市内に本店・支店を有する企業は含まれていない。

今後、三島市において大型物件が発生した時は、他市町で既に実施されている大手業者と市内業者がJVを組むことを参加要件とすることを要望する。

回答(財政課)

静岡県では、事業者を評価項目に基づき評価し、算出した総合点を条件にした入札を行っていることは承知しておりますが、本市の発注業務とは、規模や内容などが大きく異なるものと考えております。

三島市の委託業務における指名競争入札では、点数は公表しておりませんが、事業者の地域要件、業務実績及び技術者数など複数の基準をもとに事業者の選定をしており、県の総合点に類似した方法で行っていると考えますので、引き続き適正な執行を進めてまいります。

また、三島市が発注する大型公共事業における入札参加資格の要件につきましては、他市町の事例を調査・研究し、メリット・デメリットを確認する中で検討してまいります。